

第12章 物資

第12章 物資

概要

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等²⁴の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

このため、感染症対策物資等が、医療機関をはじめとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時に、市内の感染症対策物資等の需給状況の把握を行い、必要に応じて医療機関等で必要な感染症対策物資等が確保されるよう取組む。

²⁴ 感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品(薬機法第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器(同条第4項に規定する医療機器)、個人防護具(着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。

準備期

国の取組

- 必要な感染症対策物資等の備蓄・配置を推進する。
- 有事において関係事業者への生産要請や指示を円滑に実施するため必要な体制を整備する。

県の取組

- 国が定める個人防護具について必要となる備蓄品目²⁵や備蓄水準²⁶を踏まえて備蓄する。

市の取組

感染症対策物資等の備蓄等

- 市はその所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等とともに、定期的に備蓄状況等を確認する。特に、最初に感染者に接触する可能性のある保健所職員や救急隊員等のための個人防護具の備蓄を進める。
- 上記の備蓄については、災害対策基本法の規定²⁷による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。また、医療機関、高齢者施設等でのクラスターの発生など、不測の事態に備えて必要な個人防護具を速やかに調達できる体制を検討する。

²⁵ 個人防護具の備蓄品目は、5物資(医療用(サージカル)マスク、N95 マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋)。

²⁶ 個人防護具の備蓄水準は、以下のとおり

備蓄水準	医療用(サージカル)マスク N95 マスク	アイソレーション ガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
うち國	3 億 1,200 万枚	2,420 万枚	5,640 万枚	3,370 万枚
うち都道府県	1 億 7,400 万枚	1,350 万枚	3,090 万枚	1,980 万枚
	1 億 3,800 万枚	1,070 万枚	2,550 万枚	1,390 万枚

²⁷ 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 49 条、特措法第 11 条

初動期

国の取組

- ・ 準備期に備蓄した感染症対策物資等の備蓄状況を確認²⁸するとともに、感染症対策物資等の需給状況を確認の上、必要に応じて、流通調整や生産要請を適切に行う。

県の取組

- ・ 感染症対策物資等の需給状況の確認を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

市の取組

感染症対策物資等の備蓄等

- 市はその所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の使用状況や、在庫・配置状況を隨時確認する。

²⁸ G-MIS(Gathering Medical Information System の略)は、全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器(人工呼吸器等)や医療資材(マスクや防護服等)の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム。

対応期

国の取組

- ・ 準備期に備蓄した感染症対策物資等の備蓄状況を確認するとともに初動期に引き続き、感染症対策物資等の需給状況を確認の上、必要に応じて、流通調整や生産要請を適切に行う。
- ・ 都道府県や協定締結医療機関の個人防護具の備蓄状況等や生産事業者等への生産要請等を踏まえてもなお、個人防護具が不足するおそれがある場合等は不足する地域や医療機関に対し、必要な個人防護具の配布を行う。²⁹

県の取組

- ・ 協定締結医療機関の個人防護具の備蓄状況等を踏まえてもなお、個人防護具が不足するおそれがある場合等は、不足する医療機関等に対し、必要な個人防護具の配布を行う。

市の取組

感染症対策物資等の備蓄等

- 市はその所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の使用状況や、在庫・配置状況を隨時確認する。
- 新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは国、県、市町村、指定(地方)公共機関等の関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

²⁹ 個人防護具の備蓄水準については、以下の考え方を基本とする。

協定締結医療機関	: 備蓄の推進
都道府県	: 初動1か月分の備蓄の確保
国	: 2か月目以降供給回復までの間の備蓄の確保

参考 個人防護具 都道府県と国の配布のタイミング<イメージ>

